

# てらおか定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション

## (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

### 運 営 規 程

#### 事業の目的及び運営の方針

##### 第1条

**(事業の目的)** 社会医療法人社団陽正会が開設するてらおか定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対して、利用者の生活リズムにあわせ、必要な時に必要な時間のサービスを提供することを目的とする。

**(運営の方針)** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

**(事業所の名称等)** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：てらおか定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション
- (2) 所在地：広島県福山市新市町大字新市 56 番地 1

#### 職員の職種、員数及び職務の内容

第2条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：常勤（オペレーター及び訪問介護員等兼務） 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

- (2) 訪問介護員等：常 勤 10名  
非常勤 3名

居宅サービス計画に沿った定期的な巡回又はオペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問介護を担当する。

- (3) 計画作成責任者：1名（オペレーター及び、訪問介護員兼務）  
計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当核目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を記載して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。

- (4) オペレーター：10名  
利用者からコールを受け、利用者の心身の状況やコール内用に応じて、適切に対応し、必要に応じて相談対応や訪問の指示を行う。

## 営業日及び営業時間

第3条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 365日
- (2) 営業時間 : 24時間

## 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額

第4条

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

(1) 定期巡回サービスについて、訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の援助を行う。

(2) 随時対応サービスについては、24時間対応可能な窓口を設置し、あらかじめ利用者の心身状況、環境等を把握し、随時利用者又は家族等からの電話回線による連絡を受け、訪問介護員等の訪問もしくは看護師等により内容に応じて相談や訪問等の対応をする。

※連絡が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応する。

(3) 随時訪問サービスについては、(2)の訪問の安否等の判断に基づき、訪問介護員が利用者居宅を訪問して行う日常生活上の援助を行う。

(4) 訪問看護サービスについては、連携している訪問看護ステーション事業所の看護師が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話、必要な診療の補助を行う。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料その他の費用の額と支払い方法) 定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスを行い、利用料その他の費用の額は下記のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
  - (2) 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実施を徴収する。
  - (3) 通常の実施地域を超えて1kmにつき 50円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 当事業所のサービスを受ける利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料等を支払うものとする。

## 通常の実施地域

第5条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

福山市日常生活圏域 北部2

## 緊急時における対応方法

第6条 サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡

する。

### 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

第7条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付する。

2 合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

### 虐待防止に関する事項

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所における従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

### 事業の運営

第9条 要介護状態にある方に対し、適正な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供する。

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的サービスの提供に努める。

### 衛生管理等

第10条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### 相談、苦情対応

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

## (利用料金と支払方法)

### 個人情報の守秘義務について

- 第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負うこととする。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

### 介護・医療連携推進会議

- 第13条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とする。
  - 3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。

### 業務継続計画の策定等

- 第14条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 事故発生時の対応

- 第15条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
  - 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

### 個人情報の守秘義務について

- 第16条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負うこととする。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

## 記録の整備

第17条 事業所は、サービス提供に係る記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、保管文書とし主治の医師による指示の文書、訪問看護報告書も保管する。

- 2 事業者は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 主治の医師による指示の文書
- (7) 訪問看護報告書

## 身体拘束等の禁止

第18条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底すること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

## その他運営についての留意事項

第19条 その他、契約に無い事が生じた場合には、利用者及びその家族とその都度協議し対応する。

- 2 事業者は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(附則)

- この規程は、2014年 7月1日から施行する。
- この規程は、2015年 4月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2015年 8月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2016年 5月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2017年 4月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 1月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 3月1日から一部改正施行する。
- この規程は、2019年 8月1日から一部改正施行する。
- この規定は、2020年 2月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2020年 11月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2020年 12月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2021年 11月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2021年 12月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2021年 12月10日から一部改正施工する。
- この規定は、2022年 1月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2022年 2月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2022年 2月7日から一部改正施工する。
- この規定は、2022年 3月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2023年 4月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2023年 7月1日から一部改正施工する。
- この規定は、2024年 4月1日から一部改正施行する。